

意見提出者	ソフトバンクＢＢ株式会社 ソフトバンクテレコム株式会社 ソフトバンクモバイル株式会社
1. 項目	eラーニングにおける学校教育関係の著作権の権利制限緩和
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>ICT技術と超高速ブロードバンドの急速な発展と低廉化により、高等教育機関等において、マルチメディア教材を活用したサーバー蓄積型およびダウンロード型の遠隔教育（eラーニング）が本格的に普及しつつあり、今後は初等・中等教育における電子教科書の普及および生涯学習の広がり等により、遠隔教育がますます発展するものと期待されている。</p> <p>しかし、面接授業はもちろんのこと放送や有線放送等でも認められている著作権の権利制限（複製等の特例）が、サーバー蓄積型およびダウンロード型の遠隔教育遠隔授業の場合は、学校や非営利の教育機関で、かつ、授業を受ける者が特定小教であったとしても適用されないとされている。このため、新たな著作権料の費用負担が発生することや、授業担任者が不得手な権利許諾処理に労力と時間を費やす必要があることから、学校等ではeラーニングがなかなか普及しない状況である。</p>
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	<p>著作権法第35条（学校その他の教育機関における複製等）2項では「公表された著作物については、（中略）当該授業が行われる場所以外の場所において当該授業を『同時』に受ける者に対して公衆送信を行うことができる。」となっており、『同時』を条件にしているため、サーバー蓄積型およびダウンロード型の遠隔教育では著作権の権利制限（特例）は適用されないとされている。</p>
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	<p>平成15年に著作権法第35条2項が改正された際の文化庁文化審議会著作権分科会審議の議論では「権利者側からは、送信された著作物の無断再利用等の危険性、学習者の増大による権利者の利益に対する影響について懸念する意見があったが、報酬請求権の対象とする方向であれば検討の余地があるとの意見もあった。」とされている。</p> <p>このうち、「無断再利用等の危険性」という懸念は、その後の飛躍的な進展を遂げた高度コンテンツ保護技術や本人確認認証技術を利用するなどの具体的な対策を著作権法の技術細目等で規定するなどして解決することができる。一方、「学習者の増大による権利者の利益に対する影響」については、権利許諾処理の労力や手間に関して授業担任者が直面する問題を鑑みると、許諾権を制限して報酬請求権の対象にする方法も有効な解決策と考える。</p> <p>いずれにしても、関係する権利者団体および教育機関団体の双方が参加する研究会を設置し、有識者を交えた議論や技術的な実証実験を行うなどして、著作権法の改正案並びに権利者および教育機関の双方が認める標準的なガイドラインを作成すべきと考える。</p>